

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する

政令案要綱

第一 平成十六年新潟県中越地震による災害の特例

防災のための集団移転促進事業について、平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村における住宅の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住宅団地の規模については、当分の間、五戸を下らない範囲内とすること。

第二 附則

この政令の施行期日について定めること。